

第 11 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 12 月 10 日 (月)
時 分 ~ 時 分
第 4 委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員
【議長団・委員外議員】 川神議長
【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

議題

- 1 政務活動費の交付に関する後払い（精算払い）について

資料 1

- 2 事務事業評価について（三豊市、丹波市議会の先進事例 **別紙** から意見交換）

- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

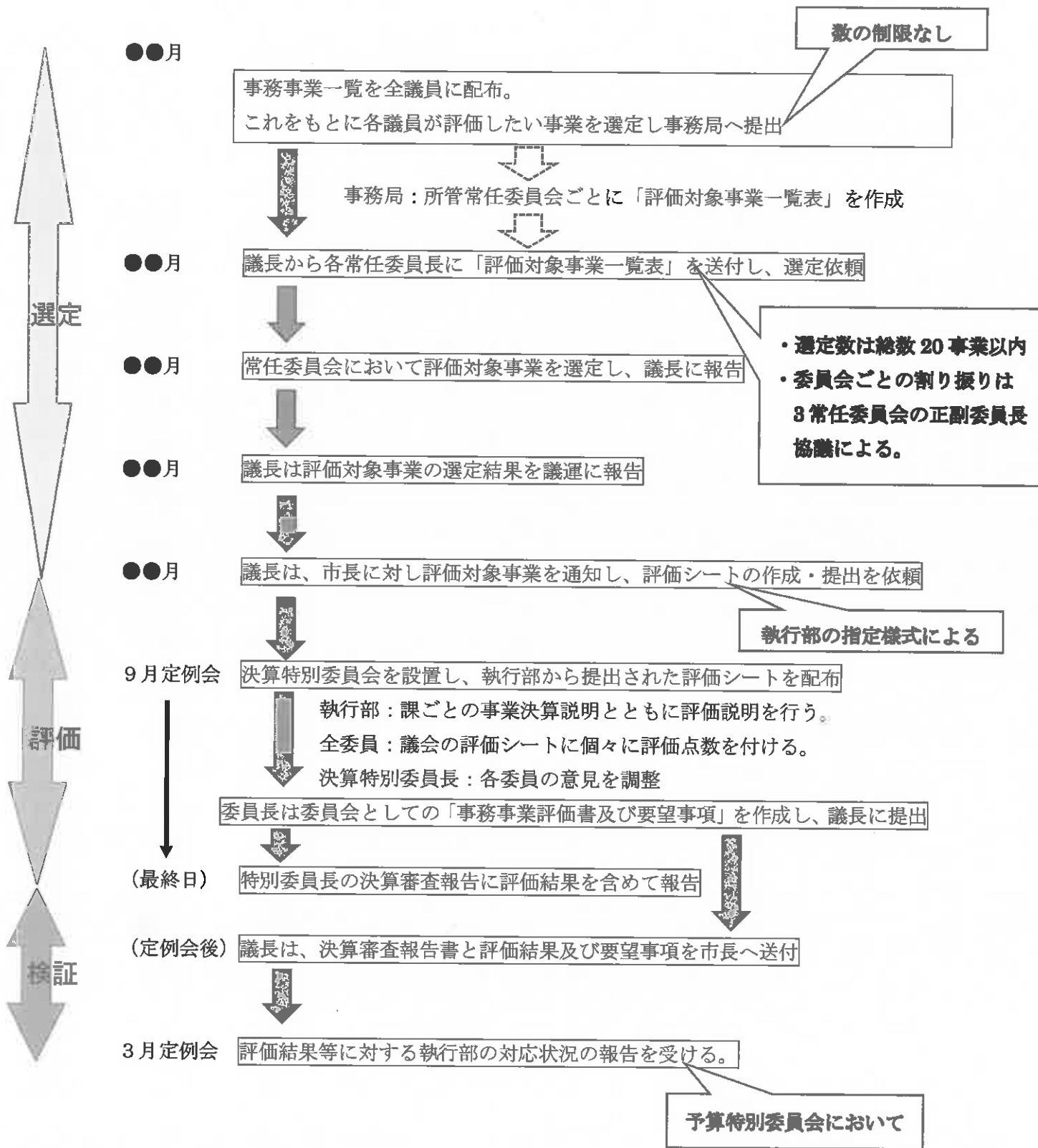
政務活動費の交付に関する後払い（精算払い）について

| No. | 支払い方法 | メリット | デメリット |
|-----|---|--|---|
| 1 案 | 全額年度末に精算後払い。 | 事務局が現金を取り扱うことがない。議員が立て替え払いをすることにより、安価に積算するよう意識が働く。 年度末に返還金が発生しない。（議員が現金を持参しなくてよい） | 議員が年度末まで立替え払いをしなくてはならない。 |
| 2 案 | 全額年度末に精算後払い。 ただし、半期に精算することができる。 | 議員が高額な金額を立て替えている場合、半期で支払い分を受け取ることができる。 職員が現金を取り扱うことがない。 | 上限金額の設定がある費目で、二重に請求する恐れがある。議員が9月末まで立替え払いをしなくてはならない。 事務局が交付手続きを各自2回行わなければならない。（改選年度はさらに交付手続きが増える） |
| 3 案 | 全額年度末に精算後払い。 ただし、視察及び研修で宿泊を伴うもののみ随時精算払いし、それ以外は年度末に精算払い | 議員が高額な立替え払いをしなくて済む。早く支払い分を受け取ることができる。 職員が現金を取り扱うことがない。 | 視察などを多数行く議員は、複数回精算しなくてはならない。事務局はその都度、精算処理業務の手続きが必要となる。 |
| 4 案 | 全額年度末に精算後払い。 ただし、3万円以上の請求はその都度できることとする。 | 費目に係わらず、高額を使うことができ、早く支払い分を受け取ることができる。 職員が現金を取り扱うことがない。 | 事務局はその都度、精算処理業務の手続きが必要となる。また、請求が遅くなる場合の対応に苦慮することになる。 |
| 5 案 | 随時、精算払いをする。 | 立て替え払いをしなくて済む。職員が現金を取り扱うことがない。 | 支払いの処理が多くなり、事務が煩雑になる。また、請求が遅くなる場合の対応に苦慮することになる。 （各議員の支払いを把握する必要がある）上限金額の設定がある費目で、二重に請求する恐れがある。 |

三豊市議会事務事業評価の流れ(試行案)

| | |
|-----------|--|
| 主 体 | 決算特別委員会 |
| 評価対象事務事業数 | 20事業以内 |
| 選定基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業 ・継続事業 ・市民生活に直結している事業 ・市が補助金を出している事業 ・市単独事業 |
| 対象事務事業の選定 | 各議員が評価したい事業を選定 |
| 選定の流れ | <ol style="list-style-type: none"> ①事務事業一覧をもとに、議員に対し評価したい事業の調査を行い、事務局は、常任委員会ごとに対象事務事業一覧表を作成する。 ②議長から、各常任委員長に対象事務事業一覧表を提示し、選定依頼を行う。 ③常任委員会において評価対象事務事業を選定し、議長に報告する。 ④議長は選定結果を議運に報告。その後市長に通知し、評価シートの作成及び提出を依頼する。 |
| 評価の流れ | <ol style="list-style-type: none"> ①9月定例会で決算特別委員会を設置し、執行部からの事務事業評価シートを配付する。 ②決算特別委員会で課ごとの事業説明と一緒に、選定した事業の評価説明を受ける。 ③議会の事務事業評価シートに議員個々が評価点数を付ける。 ④決算特別委員長が中心になり、各議員の意見を調整の上、議会として事務事業評価書を作成し、議長に提出する。 ⑤9月定例会最終日の特別委員長の決算審査報告の中に評価結果を含めて報告する。 |
| 評価結果後の流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果は後日、決算審査報告書と評価結果及び要望事項を合わせ文書で執行部へ送付する。 ・執行部は、評価報告書を参考に予算を編成 ・翌年の3月定例会において、執行部の対応状況の報告を受ける。 |

フロー図



議会事務事業評価試行実施結果

| 番号 | 事業名称 | 評価結果 | 審査の経過 |
|----|--------------|------|---|
| 1 | 議会活動 | 継続 | <p>本事業は、議員報酬等を除く議会活動に係る全ての経費が予算計上、執行されたものである。</p> <p>平成28年度においては、三豊市議会基本条例に基づき「開かれた議会」を目指し小学校区単位での議会報告会の開催や議会中継の拡大・充実など新たな取り組みを行った。これは市民への説明責任を果たすとともに、議員個人の資質向上と議会の活性化を目的とするものであり、必要性は高いと考え現状のまま継続とするが、各議員がさらなる研鑽に努めつつ、実施にあたっての妥当性や手法の効率性について改善を図っていくことが必要であるとの意見も出された。</p> <p>また、政務活動費については議員個人が調査研究を行うための経費の一部に充てることを目的に交付されるものであり、その成果・実績については、委員会審査や一般質問の質向上等に表れていると考える。</p> |
| 2 | コミュニティバス運行事業 | 継続 | <p>高齢化が進み、運転免許証の自主返納者が増える現状の中、買い物・医療難民等、交通弱者の足を確保するためには必要不可欠な事業であり、財政面においても交付税措置が受けられるなど手厚い財源確保がなされており、福祉の面からも予算を投入すべき事業である。</p> <p>よって、よりきめ細かな路線を設定するなど、拡充して取り組むべきであるとの意見も出されたが、その一方で、既定路線の見直しや、車両も含め民間委託した場合の費用を試算するなど、コスト削減の余地はないかとの観点における効率性の評価から、今後とも常に改善・効率化を図りつつ継続して取り組むべき事業であるとの評価となった。</p> |
| 3 | 定住促進事業 | 継続 | <p>三豊市においても少子高齢化と人口減少が進む中、これに歯止めをかけ、増加に転じさせることを目的とした地域活性化補助金を活用しての若者定住促進、空き家バンクリフォームをはじめとする各施策は非常に有効である。このことは市外からの移住者数と市内に及ぼす経済効果という形で数字で実証されている。</p> <p>よって、継続して取り組むべきものとするが、若者定住対策における年齢制限の見直し、各施策展開にあたり民間との協力体制の確立、雇用施策との連携など、さらなる改善を求める意見が出された。</p> |
| 4 | 有害鳥獣対策事業 | 拡充 | <p>有害鳥獣、特にイノシシによる被害は農作物に限らずいつ人的被害に及ぶかも知れず、必要性、市民要望度そして緊急性等すべての評価項目において非常に高い評価となり、拡充して取り組むべき事業とした。</p> <p>当事業には、より多くの予算を迅速に投入するとともに、民間の協力体制を強化すること、また他市の事例を研究し、三豊市に適した事業を展開するべきである。</p> <p>また、当事業は、三豊市型として定着している部分については、事業効果が見られることから、その事務取り扱いを簡素化することも検討してもいいのではないかと提案も出された。</p> |

| | | | |
|---|--------------|----|--|
| 5 | 住宅リフォーム事業 | 拡充 | <p>市としては、当事業を3年時限で実施し、市民の住環境の向上と地域経済の活性化については一定の効果が見られたとして、平成28年度で終了することとしていたが、継続要望があり、29年度に限り予算規模を縮小し延長していたもので、事業完了との評価であった。</p> <p>この説明を受けた上で、決算特別委員会としての評価を行ったところ、一定の成果があったものと評価し、改善・効率化して継続すべきとの意見もあったが、交付税の段階的縮減が進む中ではあるが、市民の要望に応え、また経済効果を生み出すべく財源を確保し、この事業に予算を重点配分し、拡充して取り組むべきとの評価となった。</p> |
| 6 | 竹資源利活用事業化事業 | 改善 | <p>当事業は三豊市の特産である筍を産出する竹林の荒廃化を食い止め、里山を守っていくために重要かつ緊急性の高い施策であり、市は、竹資源利活用の技術開発に取り組んでいるが、災害や里山の荒廃化を招く荒廃竹林対策に広角的に取り組む必要があるとし、事業を改善・効率化して継続すべきとなった。</p> |
| 7 | 高齢者福祉タクシー事業 | 改善 | <p>高齢化が進み免許証の自主返納者が増え、交通弱者が増加する中、買い物や通院等の出かける機会を創出、提供していくために、当事業の必要性は今後益々高くなっていくことが予想されることから、利便性の向上や効率化を図るなどの改善を図ったうえで、継続して取り組むべきとなった。</p> <p>また、実施にあたっては、支給要件の見直し、コミュニティバスとの併用など、実効性や使用率を上げる工夫を凝らすべきであるとの提案も出された。</p> |
| 8 | 放課後児童クラブ運営事業 | 継続 | <p>働く子育て世代の女性が増える現状の中、安心して子どもを預けることができる場所づくりは、要望度も非常に高く、より住みよいまちづくりに繋がるとともに、民間企業にとっても労働人口の増加をもたらす活性化につながると考えられることから、現状のまま継続することとなった。</p> <p>また、現場における指導方法の充実により、学校や家庭以外での異年齢間のコミュニケーション能力を醸成する場としての機能が発揮できるよう、取り組むべきであるとの提案もなされた。</p> <p>さらに、「市が実施しなければならないか」との評価視点においては、市が運営すべきとの意見が多かった一方で、NPO等民間の活用を推進するべきとの意見もあった。</p> |

(平成29年第3回定例会決算特別委員会審査)



「丹波市議会外部評価」の取り組み



兵庫県丹波市議会

1. 導入までの経過



丹波市での行政評価

平成18年度 試行

事業

平成19年度 本格実施

施策・事務

平成21年度 外部評価委員会による外部評価

議会運営委員会（平成22年度）

「市が取り組む行政評価について、決算や予算の審査に
どの様に活用していけばよいのか」調査・研究

⇒ 行政視察や議員研修会を実施

1. 導入までの経過



①議会運営委員会による行政視察

平成22年7月20日～21日

熊本県合志市

「行政評価の手法を取り入れた決算認定」

大分県臼杵市

「行政評価の評価結果を活用した政策討論会」

平成22年11月5日

長野県飯田市

「基本構想基本計画の進行管理と決算認定審査への
反映」

1. 導入までの経過



②議員研修会の開催

平成23年1月18日

「行政評価の導入と活用について」

関西学院大学 教授 稲沢克祐氏

平成23年4月26日

「議会における行政評価 ～第5次基本構想基本計画の
進行管理～」

長野県飯田市議会 副議長 清水可晴氏



●平成23年度（平成22年度決算分）議会外部評価を実施

1. 導入までの経過

③行政評価の意義

- ・ 不要不急の事務事業の縮減・廃止
- ・ 事務事業の実施方法の改善
- ・ 総合計画の目標達成のため重要かつ緊急性の高い事務事業に財源をシフト

④丹波市の特徴

3つの主体による行政評価

- ・ 「市職員による評価」
- ・ 「外部委員による評価」
- ・ 「議会による評価」



1. 導入までの経過

「議会による評価」

予算調整権を有する市長に対して、議会は予算議決権を有する。予算に係る「調整権」と「議決権」という拮抗関係において行われる評価であるがゆえに、議会による評価から提示された改善提案に対しては、市長側に十分な説明責任が求められることになる。

(丹波市外部評価委員会委員長のことば)

2. 議会基本条例での位置づけ



(政策の形成過程の説明)

第12条

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

3. 議会外部評価の留意点



①目的

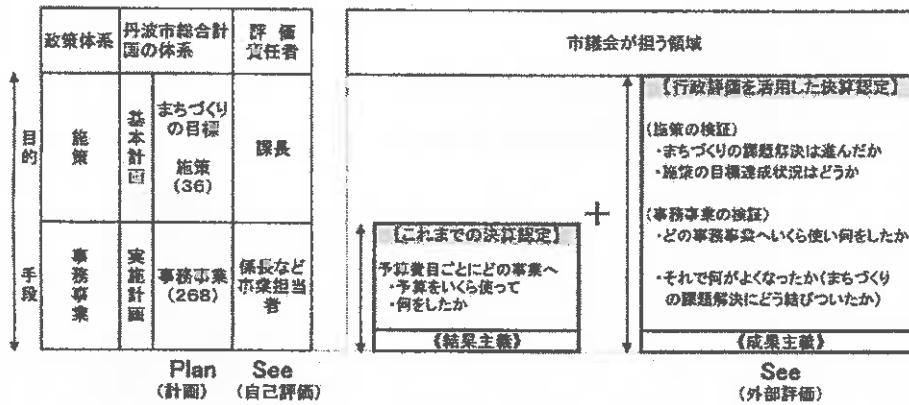
- ・ 総合計画の政策実現のために施策・事務事業が効果的に実施されているかをチェックする
- ・ 議会の政策立案のために活用する

②留意事項

- ・ 決算額に主眼を置くのではなく評価の視点を参考に事業の方向性や考え方を評価していく
- ・ 決算額のチェックは、決算審査で行う

3. 議会外部評価の留意点

【図1】政策体系と行政評価



3. 議会外部評価の留意点

③視 点

(1) 事業の妥当性

- ・自治体が関与する必要性はあるか
- ・政策体系上の目的に結びつくか
- ・目的達成のために選択した手段は妥当か



(2) 事業の効率性

- ・業務改善で、成果を落とさずにコスト削減は可能か
- ・民間委託で、成果を落とさずにコスト削減は可能か

3. 議会外部評価の留意点

(3) 事業の有効性

- ・ 成果向上の余地はあるのか
- ・ 同一目的の事務事業はないか



4. 議会外部評価の開催方法

① 評価シート説明会（委員会）の開催

1 施策（60分）、1 事業（30分）を目安に1日で実施

② 実施方法

- ・ 説明は、評価シートにより行い、参考資料の提出は不要
- ・ 説明員は、部長、施策・事務事業関係課長

③ 説明会後の質疑

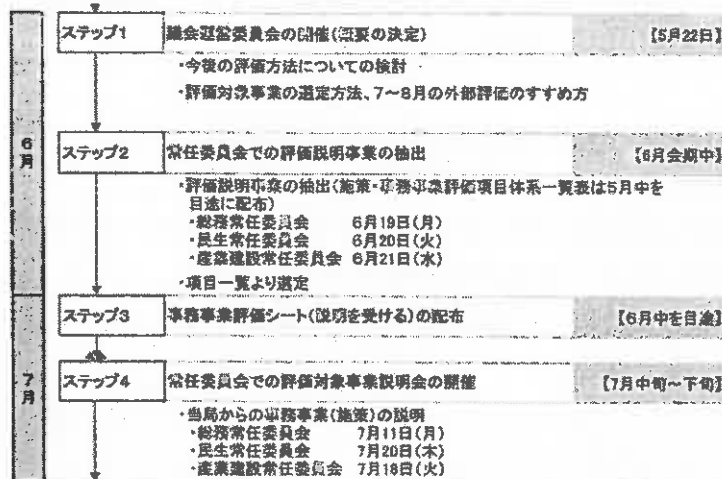
簡易的なものは、その都度回答

資料等が必要となる場合は、資料請求

5. 議会外部評価の流れ



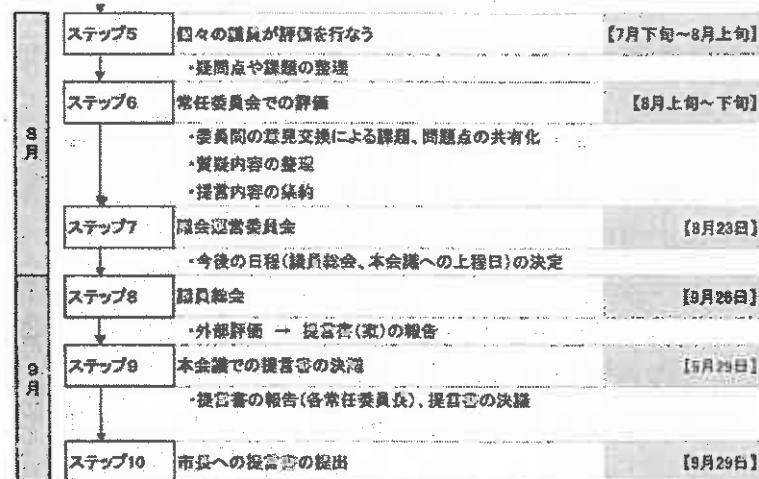
平成29年度 議会外部評価の流れ



5. 議会外部評価の流れ



平成29年度 議会外部評価の流れ



6 施策・事務事業に対する提言書と
回答書



平成23年度から平成29年度までに「12施策、50事
務事業」について提言

平成26年度 施策・事務事業に対する提言（抜粋）

情報公開・個人情報保護事業

「開示請求は年間100件程度である。情報の一層の公
開を図り、市民の知る権利を守るため、
開示手数料（1件200円）は、廃止する
べきである。」



1430 12施策、50事業の提言

6 施策・事務事業に対する提言書と
回答書



平成26年度 施策・事務事業に対する回答（抜粋）

情報公開・個人情報保護事業

「情報の一層の公開を図り、利便性の向上を図るため、
手数料の廃止を求める情報公開条例の改正を12月定例
会に提案します」



「丹波市情報公開条例の一部を改正する条例」が、
平成27年12月22日可決

7 施策・事務事業評価の特徴



① 絞り込み

- ・ 総花的評価にならないよう**施策・事務事業を絞り込む**
- ・ **重点施策及び事務事業の成果を聴取**

② 掘下げた質疑

- ・ 説明を受ける**施策・事務事業の突っ込んだ質疑**

③ 簡素化

- ・ 評価の視点を簡素化、**分かりやすい提言につなげる**

8 課題と成果



(課題)

「**施策及び事務事業に対する提言書**」の進行管理

(成果)

- ① 常任委員会での集中審議による**新たな課題や問題点に「気づく」**
- ② 決算審査や予算審議にあたり、**議会外部評価を意識**
- ③ 議会の**チェック機能を高めるための一つの契機**
- ④ 提言内容について、**実現可能なものから予算編成や施策に反映**

丹波市議会外部評価の留意点

1 目的

行政評価は、これまでの予算重視の行政運営から結果・成果を重視した行政運営が求められていることから、そのことを客観的に示すための作業として導入されている。

・ 議会は、総合計画の政策実現のために施策・事務事業が効果的に実施されているかを外部評価によりチェックするとともに、この外部評価を議会の政策立案のために活用していくものとする。

2 留意事項

評価シートは、事務事業の現状を認識したうえで目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善に結び付けていくためのシートである。したがって、評価をすすめていくにあたっては、決算額に主眼を置くのではなく評価の視点を参考に事業の方向性や考え方を評価していくものとする。(決算額のチェックは、決算審査で行う)。なお、評価シートから読み取れない情報については、議員活動を通して情報収集するものとする。

3 視点

(1) 事業の妥当性

①自治体が関与する必要性はあるか

・ 評価対象とする事務事業の上位施策の目的を達成するために、当該事務事業が必要か。

②政策体系上の目的に結びつくか

・ 「対象」の設定は妥当か。また、「意図」は、そのような意図を掲げる事が現状に合致しているのか。

③目的達成のために選択した手段は妥当か

・ その手段は、意図の達成のために妥当なものであるか。

(2) 事業の効率性

①業務改善によって、成果を落とさずにコスト削減は可能か

・ 実施方法の変更などによるコストの削減ができないか。

②民間委託によって、成果を落とさずにコスト削減は可能か

・ 事務事業の実施主体を、行政直営から民間企業やNPO法人などへの委託へと変えていくことで、効率性が向上するか。

(3) 事業の有効性

①成果向上の余地はあるのか

②同一目的の事務事業はないか

・ 類似する事務事業がないか。あるとすれば、統合などによって、評価対象事務事業の目的達成に向けた資源（ヒト、モノ、カネ）の集中ができるのではないか

議会外部評価説明会の開催方法について

1 議会外部評価のスケジュールについて

別紙「平成 29 年度議会外部評価の流れ」のとおり

2 評価シート説明会（委員会）の開催について

(1)説明会は、1 施策（60 分）、1 事業（30 分）を目安とし 1 日で実施する。

（時間割を作成し、当局へ連絡）

| 時間配分 | 施策 | 事業 |
|------|--------|--------|
| 当局説明 | (20 分) | (10 分) |
| 委員質疑 | (30 分) | (15 分) |
| 入替休憩 | (10 分) | (5 分) |

3 各委員会の説明会時間割

別紙のとおり

4 説明会の実施方法

①説明は、評価シートにより行うものとする。（特に必要がある場合を除き、参考となる資料の提出は不要です。）

②説明員について

出席者

部長、施策・事務事業関係課長（日程の都合上、出席出来ない場合は、代理出席でも結構です。）

説明方法

- ・施策は、主管課長より説明を受け、他の課長より補足説明を受ける場合や関係課よりそれぞれ説明を受ける場合などが考えられますので、施策により、説明方法を判断の上、説明をお願いします。
- ・事務事業は、担当課長より説明をお願いします。

5 説明会後の質疑について

後日のシートに関する質疑について、簡易的なものについては、その都度回答していただき、資料等が必要となる場合は、資料請求と同様に取扱いいたしますので、よろしくお願いします。

平成29年度 議会外部評価の流れ

| | | | |
|----|--------|--|-------------|
| 6月 | ステップ1 | 議会運営委員会の開催(概要の決定) ・今後の評価方法についての検討 ・評価対象事業の選定方法、7~8月の外部評価のすすめ方 | 【5月22日】 |
| | ステップ2 | 常任委員会での評価説明事業の抽出 ・評価説明事業の抽出(施策・事務事業評価項目体系一覧表は5月中を目途に配布) ・総務常任委員会 6月19日(月) ・民生常任委員会 6月20日(火) ・産業建設常任委員会 6月21日(水) ・項目一覧より選定 | 【6月会期中】 |
| 7月 | ステップ3 | 事務事業評価シート(説明を受ける)の配布 | 【6月中を目途】 |
| | ステップ4 | 常任委員会での評価対象事業説明会の開催 ・当局からの事務事業(施策)の説明 ・総務常任委員会 7月11日(月) ・民生常任委員会 7月20日(木) ・産業建設常任委員会 7月18日(火) | 【7月中旬~下旬】 |
| 8月 | ステップ5 | 個々の議員が評価を行なう ・疑問点や課題の整理 | 【7月下旬~8月上旬】 |
| | ステップ6 | 常任委員会での評価 ・委員間の意見交換による課題、問題点の共有化 ・質疑内容の整理 ・提言内容の集約 | 【8月上旬~下旬】 |
| | ステップ7 | 議会運営委員会 ・今後の日程(議員総会、本会議への上程日)の決定 | 【8月23日】 |
| 9月 | ステップ8 | 議員総会 ・外部評価 → 提言書(案)の報告 | 【9月26日】 |
| | ステップ9 | 本会議での提言書の決議 ・提言書の報告(各常任委員長)、提言書の決議 | 【9月29日】 |
| | ステップ10 | 市長への提言書の提出 | 【9月29日】 |

平成28年度

施策・事務事業に対する提言書

丹波市議会

平成28年度 施策・事務事業に対する提言

【総務常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 施策・事務事業に対する議会の提言 |
|-------------------------|---|-------------|---|
| 7 市民が主役の豊かな地域力の向上 | 7-1【参画と協働】 協働のまちづくりの推進 | | <p>1 地域づくり事業に関わる者(地域づくり支援者、地域コミュニティ活動推進員、まちづくり指導員)の役割分担を明確にし、連携を強化する必要がある。また、質の向上を図るため、市が実施する生涯学習講座などの積極利用を促すとともに、先進地視察など行政がより積極的に関わる支援体制も必要である。</p> <p>2 評価指標に「地域住民による評価」を導入し、自治協議会ごとに比較できるよう改善するとともに、成功している地域や取組事例などを地域づくりのモデルとして公開することで全体の底上げを図られたい。</p> |
| 5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち | 5-4【幼児教育・保育】 地域ぐるみで質の高い教育・保育を提供し、安心できる子育て環境をつくろう | 幼児教育・保育推進事業 | <p>1 就学前教育は、子どもの成長過程において大変重要な教育の期間である。保育教諭等のさらなるスキルアップを図るためにも、研修会への参加など各法人への補助金が教育・保育の質の向上につながっているかを示す指標が必要である。また、保育教諭等が仕事に余裕を保てる体制づくりとなるような改善が必要であり、人材確保は急務である。</p> |
| | 5-5【生涯学習】 一人一人が生涯を通じて学び、鍛え、地域に貢献しよう | 地域スポーツ推進事業 | <p>1 協会等を通じて各種スポーツ団体に補助金を交付するだけでなく、社会体育の根幹である各団体の活動内容を把握し、課題等に注視すべきである。また、地域スポーツの底上げのためにも、自治協議会や校区の運動会、全国高等学校女子硬式野球選手権大会などの評価指標も総合的評価には必要と考える。あわせて、スポーツイベント参加者への丹波情報の発信など、「丹波市ファン」を広めるツールとなるような仕組みづくりも検討いただきたい。</p> |

平成28年度 施策・事務事業に対する提言

【民生常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 施策・事務事業に対する議会の提言 |
|----------------------|--|------------------|---|
| 3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち | 3-2【消防・救急】 みんながいつでも安心できる消防体制をつくろう | 非常備消防施設・水利整備事業 | 1 防火水槽については、水利の基準を見直し、住宅過疎地での展開を検討すべきである。また、防火水槽や消防団詰所の新設について、地元提供される用地の立地条件の関係で、付帯工事等の必要性から事業費が増える問題について、内部で工事候補地選定の「ガイドライン」等をつくり、自治会等に理解を求めること。 |
| 1 みんなで支え育む生涯健康のまち | 1-3【地域福祉】 支え合いのこころを育もう | 社会福祉団体等補助金・負担金事業 | 1 社会福祉協議会は、市の地域福祉計画(現「丹波市地域福祉活動促進計画」)を推進する立場からも必要不可欠な団体である。「丹波市社会福祉協議会補助金交付要綱」により、補助対象経費および事業を明確化されており、今後自主財源の活用など効率的な運営について引き続き協議していくこと。 |
| | 1-5【障がい者・障がい児福祉】 誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう | こども発達支援センター等運営事業 | 1 言語聴覚士は、より専門性の高い療育支援につなげるために必要な専門職であることから、適正に配置すべきである。 2 通所支援稼働率が下がっているにもかかわらず、コストの職員従事者数、非常勤職員従事者数が増え、総事業費を押し上げている。療育支援の充実は必要であるが、効率的な運営を図られたい。 3 児童発達支援を利用する児童の減少理由として、認定こども園を利用することができるようになったことを一因としている。認定こども園との連携を深め、認定こども園にとって過度な負担とならないよう努められたい。 |

平成28年度 施策・事務事業に対する提言

【産業建設常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 施策・事務事業に対する議会の提言 |
|---------------------|---|----------|---|
| 2 誰もが住みたい定住のまち | 2-3【道路・河川】 人や環境にやさしい道路や河川をつくろう | 河川整備事業 | 1 河川整備は今後農林整備との総合連携事業が必要である。 |
| | 2-4【住宅】 丹(まごころ)の里に住みたい快適で安全な住環境をつくろう | 森林整備振興事業 | 1 市は、丹波産材の利用促進に向けた民間組織との協議協同を改革の基本方針としている。民間と行政が、それぞれできる所を協同して丹波市産の木材利用促進に努め、山林所有者、伐採事業者、木材利用者(加工含む)、製品販売者等が連携を図り丹波市産材を売り出す仕組みを早急に構築すること。 2 伐採事業者の伐採作業に対する利益は確保されているが、更に安定した林業経営の推進に向けて市がイニシアティブをとるべきである。 3 丹波産材の利用増進について、普及・啓発を推進すると共に、利用・販売・収益等の現状把握を行い、今後の国や県の動向等を踏まえどのような支援策や対策が必要かを研究すべきである。 |
| 6 丹波力を活かした総意ある元気なまち | 6-1【商工業】 地域の商工業を守るとともに、未来に挑戦できる企業を支援よう | 企業誘致推進事業 | 1 有機農産物を使用した自然食品加工会社や飲料メーカー、新病院を中心とする医療機器会社や薬剤メーカー及び介護関連施設などに力を入れた誘致活動をすべきである。 2 総務省と経済産業省による統計調査(※)によると丹波市の黒字企業比率(製造業)は全国平均75.5%に対して80.8%と高い。このことから、既存企業の経営安定や経営革新等に更に力を入れるとともに、企業誘致でもっとPRすべきである。 ※総務省・経済産業省「平成24年経済センサス―活動調査(黒字赤字企業比率:製造業)」 3 市では、人材確保が問題となっている。特に、大学生・高校生の地元就職率の向上が重要であり、これを数字として評価できるようにし、その対策・支援を行うべきである。 |

丹行経第13号
平成29年11月1日

丹波市議会

議長 太田 喜一郎 様

丹波市長 谷口 進



「平成28年度 施策・事務事業に対する提言書」に対する
市の考え方について (回答)

平成29年9月29日付 丹議会第195号にてご提出いただきました「平成28年度
施策・事務事業に対する提言書」につきまして、別紙のとおり市の考え方を集約いた
しました。

市として、ご提言いただきました内容につきまして真摯に受け止め、今後の施策・
事業の取組みの参考とさせていただきます。

平成28年度 施策・事務事業の提言に対する回答

【総務常任委員会】

| まちづくりの 目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 担当課 | 施策・事務事業に対する議会の提言 | 提言に対する市の考え方 |
|---------------------------|-----------------------------------|-------|---|---|---|
| 7 市民が主 役の豊かな地 域力の向上 | 7-1【参画と 協働】 協働のまちづ くりの推進 | - | 市民活動課 柏原支所 氷上支所 青垣支所 春日支所 山南支所 市島支所 | <p>1 地域づくり事業に関わる者(地域づくり支援者、地域コミュニティ活動推進員、まちづくり指導員)の役割分担を明確にし、連携を強化する必要がある。また、質の向上を図るため、市が実施する生涯学習講座などの積極利用を促すとともに、先進地視察など行政がより積極的に関わる支援体制も必要である。</p> <p>2 評価指標に「地域住民による評価」を導入し、自治協議会ごとに比較できるよう改善するとともに、成功している地域や取組事例などを地域づくりのモデルとして公開することで全体の底上げを図られたい。</p> | <p>地域づくりの担い手としての役割につきましては、</p> <p>①地域コミュニティ活動推進員は、意欲を持って地域づくり活動を展開する人材として、自治協議会が選任し市長が任命した方で、自治協議会活動を中心的に進める役割を担っています。</p> <p>②まちづくり指導員は、地域づくりの進め方の指導者で、地域コミュニティ活動推進員の相談役や地域づくり活動に関する支援や情報提供、行政機関等とのつなぎ役を担っています。</p> <p>③地域づくり支援者は、地区在住者・出身者を中心に各支所長が任命した職員で、ボランティア活動として、自治協議会の要請による会議やイベント等への協力・参加のほか、地域づくりに係る助言や情報提供をする役割を担っています。</p> <p>担い手の連携は、支所の地域づくり推進係、まちづくり指導員と自治協議会の地域コミュニティ活動推進員による連絡調整等を基本に連携を図っているほか、市民活動課を含めた自治協議会の代表者会議による横の連携や、地域づくり支援者に対する研修会を開催し役割を認識する中で、それぞれの密接な連携を図っているところです。</p> <p>なお、担い手の育成では、まちづくり指導員は、まちづくり指導員連絡会を毎月行い、情報交換や情報共有を図っており、平成30年度には、スキルアップに繋がる研修も計画しております。また、支所の地域づくり係や市民活動課では、先進地視察を行うことで、地域づくりに友好的情報交換、情報収集をするなどの研鑽を深めています。加えて人材養成講座である「TAMBA地域づくり大学」の基礎講座や実践講座へ自主的に参加するといった取組みを継続したいと考えています。</p> <p>現在の評価指標は、「地域づくり事業の効果、影響について、「良い影響を与えている」と答えた自治協議会割合」としており、自治協議会毎に評価をしています。</p> <p>課題や活動内容が異なる自治協議会を比較する指標設定は難しいと考え、地域づくり交付金の交付状況とともに、「地域住民による評価」ではなく地域毎に「課題解決達成度」を聞き取る等により、市全体の達成度が確認できる具体的な指標を検討します。</p> <p>また、成功している取組事例の公開は、自治協議会の交流発表会を活用して、自治協議会全体の底上げを図りたいと考えています。</p> |

平成28年度 施策・事務事業の提言に対する回答

【総務常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 担当課 | 施策・事務事業に対する議会の提言 | 提言に対する市の考え方 |
|-------------------------|---|-------------|----------|--|---|
| 5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち | 5-4【幼児教育・保育】 地域ぐるみで質の高い教育・保育を提供し、安心できる子育て環境をつくろう | 幼児教育・保育推進事業 | 子育て支援課 | 1 就学前教育は、子どもの成長過程において大変重要な教育の期間である。保育教諭等のさらなるスキルアップを図るためにも、研修会への参加など各法人への補助金が教育・保育の質の向上につながっているかを示す指標が必要である。また、保育教諭等が仕事に余裕を保てる体制づくりとなるような改善が必要であり、人材確保は急務である。 | 平成32年度から改訂後の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が全面実施され、人格形成の基礎を培う時期として幼児教育がますます重要になってきます。市としては、質の高い教育・保育を提供していくために、保育人材確保と保育教諭等のスキルアップを図るべく、運営法人の支援を継続して行います。また、補助金が教育・保育の質向上につながっているかを示す指標が必要であるとのことについては、すでに設定している「園の教育・保育に対する保護者の期待の充足度合」が当該指標になるものと考えています。 |
| | 5-5【生涯学習】 一人一人が生涯を通じて学び、鍛え、地域に貢献しよう | 地域スポーツ推進事業 | 文化・スポーツ課 | 1 協会等を通じて各種スポーツ団体に補助金を交付するだけでなく、社会体育の根幹である各団体の活動内容を把握し、課題等に注視すべきである。また、地域スポーツの底上げのためにも、自治協議会や校区の運動会、全国高等学校女子硬式野球選手権大会などの評価指標も総合的評価には必要と考える。 あわせて、スポーツイベント参加者への丹波情報の発信など、「丹波市ファン」を広めるツールとなるような仕組みづくりも検討いただきたい。 | 丹波市スポーツ協会の加盟組織団体等の活動内容を十分に把握し、地域スポーツの実施状況や課題を分析するとともに、各スポーツ推進関係団体が連携して組織の育成や活動の発展に繋げる取組みを行い、市民一人ひとりがライフステージやライフスタイルに応じた新しい地域スポーツ社会の形成に努めているところです。 また、地域体育振興事業や地域スポーツイベント事業の評価指標の見直し並びに検証を行い、地域実情に応じた支援を行います。 スポーツイベントを利用した丹波市情報の発信による「丹波市ファン」獲得対応については、的確な対策が講じられていません。今後は、観光協会や関係機関と協議を行い、丹波市の魅力的な情報を意識的に発信・共有する仕組みづくりを進めます。特に全国高等学校女子硬式野球については、将来にわたって丹波市で選手権大会が行えるよう話題性をマスコミ等に発信してまいります。 |

平成28年度 施策・事務事業の提言に対する回答

【民生常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 担当課 | 施策・事務事業に対する議会の提言 | 提言に対する市の考え方 |
|----------------------|------------------------------------|------------------|---------|---|--|
| 3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち | 3-2【消防・救急】みんながいつでも安心できる消防体制をつくらう | 非常備消防施設・水利整備事業 | くらしの安全課 | 1 防火水槽については、水利の基準を見直し、住宅過疎地での展開を検討すべきである。また、防火水槽や消防団詰所の新設について、地元提供される用地の立地条件の関係で、付帯工事等の必要性から事業費が増える問題について、内部で工事候補地選定の「ガイドライン」等をつくり、自治会等に理解を求めること。 | 防火水槽の設置は、戸数に関係なく、地元からの用地提供があれば設置を可能としているため、消防水利基準の見直しは必要ありません。 また、防火水槽や詰所の新設については、住民の居住区域の近隣で、迅速な活動に適した場所に適切に設置できるよう、地域事情や時間及び距離に加え、コスト面などを総合的に検討しガイドラインを作成します。 |
| 1 みんなで支え育む生涯健康のまち | 1-3【地域福祉】支え合いのこころを育もう | 社会福祉団体等補助金・負担金事業 | 社会福祉課 | 1 社会福祉協議会は、市の地域福祉計画(現「丹波市地域福祉活動促進計画」)を推進する立場からも必要不可欠な団体である。「丹波市社会福祉協議会補助金交付要綱」により、補助対象経費および事業を明確化されており、今後自主財源の活用など効率的な運営について引き続き協議していくこと。 | 社会福祉協議会は、他の社会福祉法人とは性質が異なり、行政が行えない民間性をもつ制度の狭間にある地域福祉課題を解消するために、公共性の高い事業活動が行える団体であると認識しています。 今後も、引き続き社会福祉法等に基づく助成を継続しますが、社会福祉協議会が持つ自主財源(内部留保金)の把握に努め、その効果的な活用について協議を進めます。 なお、行政改革に伴い社会福祉協議会と協議してきた結果に基づき、平成31年度までは、補助対象とする職員数を基礎に段階的削減に努め、平成32年度以降については、新たな事業展開の状況を把握したうえで、検証を行い協議をすることとします。 |
| | 1-5【障がい者・障がい児福祉】誰もが主体的に暮らせるまちをつくらう | こども発達支援センター等運営事業 | 障がい福祉課 | 1 言語聴覚士は、より専門性の高い療育支援につなげるために必要な専門職であることから、適正に配置すべきである。 2 通所支援稼働率が下がっているにもかかわらず、コストの職員従事者数、非常勤職員従事者数が増え、総事業費を押し上げている。療育支援の充実が必要であるが、効率的な運営を図られたい。 3 児童発達支援を利用する児童の減少理由として、認定こども園を利用することができるようになったことを一因としている。認定こども園との連携を深め、認定こども園にとって過度な負担とならないよう努められたい。 | 平成29年度は、発達支援センターに2人の言語聴覚士を配置し、通所障害児の療育相談を月2回行っています。 障がい児の言葉の発達や嚥下にかかる適切な支援には、言語聴覚士の役割は重要であるため、より効果的な配置に努めます。 こども発達支援センターとひかみ障害者・児生活支援センターは、新施設へ移行すると同時に集約することで、効率的な運営を図ることは必要であると認識しています。 今後においても、こどもの発達支援を無駄のない計画的な人員配置で効率的に運営します。 認定こども園では、こども発達支援センター(通所支援事業所もみじ)の事業として保育所等訪問事業を実施しています。 この事業は、理学療法士等の職員が認定こども園等へ定期的に訪問し、支援を必要とする園児の指導方法等を指導・助言することで園児の成長を支援し、こども発達支援センターとの連携強化を図っています。 今後も、保育所等訪問事業を継続実施することで、認定こども園に過度な負担とならないよう努めます。 |

平成28年度 施策・事務事業の提言に対する回答

【産業建設常任委員会】

| まちづくりの目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 担当課 | 施策・事務事業に対する議会の提言 | 提言に対する市の考え方 |
|---|--|---|-------|---|---|
| 2 誰もが住みたい定住のまち | 2-3【道路・河川】 人や環境にやさしい道路や河川をつくろう | 河川整備事業 | 河川整備課 | 1 河川整備は今後農林整備との総合連携事業が必要である。 | 総合治水における流域対策は、調整池の設置指導、ため池の事前放流、田んぼダム、校庭貯留、公共施設の雨水貯留浸透施設、各戸雨水貯留、災害に強い森づくり等、多岐にわたる対策が考えられることから、各関係部署と調整を図り連携して取り組みを進めます。 |
| | 2-4【住宅】 丹(まごころ)の里に住みたい快適で安全な住環境をつくろう | 森林整備振興事業 | 農林整備課 | 1 市は、丹波産材の利用促進に向けた民間組織との協議協同を改革の基本方針としている。民間と行政が、それぞれできる所を協同して丹波市産の木材利用促進に努め、山林所有者、伐採事業者、木材利用者(加工含む)、製品販売者等が連携を図り丹波市産材を売り出す仕組みを早急に構築すること。 | 「素材生産業(川上)・製材加工業(川中)・建築設計業(川下)」の縦断連携をもって丹波産材の利用拡大を図るべく取り組みとして、「丹波の木推進協議会」の調査研究の方向性を共有しながら、地元産材の利用拡大に向けた周知活動に取り組むと同時に、市の責務である「森林の公益的機能の維持・保全」を考慮した関わりを見出すよう努めます。 |
| | 2 伐採事業者の伐採作業に対する利益は確保されているが、更に安定した林業経営の推進に向けて市がイニシアティブをとるべきである。 | 新たに創設する「林業普及推進員制度」を活用し、これまで森林経営計画に含まれず、手入れの行き届いていない未整備林を新たな造林事業地として取り込み、伐採事業者の更なる活動地の拡大を目指すと同時に、施業の低コスト化及び効率化を目的とした「高性能林業機械整備事業」や、木材搬出を行う上で必須となる搬出路網の整備支援として「林内作業道整備事業」を展開しながら、安定した林業経営の推進に取組みます。 | | | |
| 3 丹波産材の利用増進について、普及・啓発を推進すると共に、利用・販売・収益等の現状把握を行い、今後の国や県の動向等を踏まえどのような支援策や対策が必要かを研究すべきである。 | 森林組合や民間素材業者、製材加工業者等の市内林産業事業体従事者や、森林環境や生物多様性保全の識者、そして自治会等の活動組織の代表者等で構成する「森林(もり)づくり協議会」において、木材市況をはじめとする様々な林産業情報を共有しながら、丹波市における森林整備の方向性や、丹波市産材の流通形態のあり方等を協議検討します。 | | | | |

平成28年度 施策・事務事業の提言に対する回答

【産業建設常任委員会】

| まちづくりの 目標 | 施策目標 | 事務事業名 | 担当課 | 施策・事務事業に対する議会の提言 | 提言に対する市の考え方 |
|---------------------------------|---|--------------|--------|---|--|
| 6 丹波力を 活かした総意 ある元気なま ち | 6-1【商工 業】 地域の商工業 を守るととも に、未来に挑 戦できる企業 を支えよう | 企業誘致推進 事業 | 新産業創造課 | 1 有機農産物を使用した自然食品加工会社や飲料メーカー、新病院を中心とする医療機器会社や薬剤メーカー及び介護関連施設などに力を入れた誘致活動をすべきである。 | 丹波市の農産物はブランド力を備えており、引き続きその点をアピールし、企業誘致活動を展開します。 また、新病院の開院は、丹波市の新たな魅力、アピールポイントとして認識しており、今後は、医療、福祉分野を意識した企業誘致の活動も積極的に展開していきます。 |
| | | | | 2 総務省と経済産業省による統計調査(※)によると丹波市の黒字企業比率(製造業)は全国平均75.5%に対して80.8%と高い。このことから、既存企業の経営安定や経営革新等に更に力を入れるとともに、企業誘致でもっとPRすべきである。 ※総務省・経済産業省「平成24年経済センサス—活動調査(黒字赤字企業比率:製造業)」 | 既存企業の経営支援、育成には、経営分析の重要性を認識しております。 今後も既存企業のヒアリングを実施し、必要な支援施策等の検討を進めます。 また、統計など数値による企業立地の優位性をアピールし、市外からの企業誘致の推進を図ります。 |
| | | | | 3 市では、人材確保が問題となっている。特に、大学生・高校生の地元就職率の向上が重要であり、これを数字として評価できるようにし、その対策・支援を行うべきである。 | 近隣高校、大学への訪問活動を引き続き実施するとともに高校生、大学生、それぞれの世代に応じた企業見学会や企業紹介セミナー、また学生と保護者合同の企業セミナー等も開催し、企業が求める人材像と大学生、高校生が求める職業観のマッチングに努めます。また、就職者数の把握に可能な限りつとめ、新たな対策の検討に活用します。 |

平成29年度 施策評価シート

| | | |
|----------|--------|--|
| まちづくりの目標 | 5 | ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち |
| 施策目標 | 6 | 【人権教育・人権啓発】ふれあいを通じてお互いを認め合い、尊重し合う社会をつくらう |
| 施策の展開 | ① ② | 人権教育の推進 人権啓発の推進 |

| | |
|-------|----------|
| 施策担当課 | 人権啓発センター |
| 関係課 | 人権啓発センター |

1. 施策の現状・推移

| | |
|---------|--|
| めざすまちの姿 | 市民が積極的に人権意識の啓発活動や学習に努めており、その実践を通して人権尊重の生活が文化として地域全体に定着しています。 |
|---------|--|

2. 成果指標・コストの推移

| | | 単位 | 区分 | 平成26年度(実績) | 平成27年度(実績) | 平成28年度(実績) | 平成29年度(実績) | 平成30年度(見込み) | 平成31年度(見込み) | 備考 |
|------|---------------------------------|----|------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|----|
| 成果指標 | 住んでいる地域は、人権尊重の生活が定着していると思う市民の割合 | % | 目標 | 80.0 | 68.0 | 71.0 | 74.0 | 77.0 | 80.0 | |
| | | | 実績 | 49.6 | 48.1 | 48.6 | 38.2 | | | |
| | 一年以内に人権についての学習会等に参加したことがある市民の割合 | % | 目標 | 80.0 | 63.0 | 67.0 | 71.0 | 75.0 | 80.0 | |
| | | | 実績 | 41.1 | 51.9 | 43.1 | 34.3 | | | |
| コスト | 人件費 | 千円 | 実績 ^{※1} | 31,755 | 32,940 | 30,640 | 31,944 | | | |
| | 専業費 | 千円 | 実績 | 52,843 | 26,401 | 25,527 | 33,928 | | | |
| | 計 | 千円 | 実績 | 84,598 | 59,341 | 56,167 | 65,872 | | | |
| | うち一般財源 | 千円 | 実績 | 46,912 | 56,134 | 44,374 | 54,006 | | | |

※1 平成26年度の人件費(非常勤職員分を含む)については、平成26年度施策評価シートの数値を記載しています。

3. 環境変化

| | |
|----------------|---|
| 国・県の方針、関連法令の動向 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県においては、家庭や学校、地域、職場等あらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重が文化として定着し、県民誰もがお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと人権啓発施策を推進している。 平成28年4月1日より障害者差別解消法が、平成28年6月12日よりヘイトスピーチ解消法が、平成28年12月16日より部落差別解消法がそれぞれ施行された。 |
| 市民ニーズの動向 | 平成24年度に実施した人権に関する市民意識調査によると、人権問題の理解を深めるのに、自治会主催の住民人権学習やテレビ、ラジオ、新聞が役立っていると多くの市民が感じており、約6割の市民は、同和問題の解決に向けた行政の取組みは、今後もまだ必要と思っている。 |

4. 評価

| | |
|---------------------------|--|
| 目標の達成状況は順調か。達成していない原因は何か。 | 人権尊重の生活が定着していると思う市民の割合は、依然として低位にある。これは、各施策が人権文化の定着にまで至っていないためと考えられる。 |
| 環境変化を踏まえた施策展開となっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティFMラジオ局に人権啓発番組を委託するなど、環境変化に対応した啓発事業を行っている。 隣保館の運営においては、平成27年度から国の補助事業である休日開館事業として青少年の居場所づくり事業を実施し、現代課題に対応した事業展開となっている。 |
| 事業の構成や役割分担で見直しの余地はないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重意識の高揚のため、教育と啓発を総合的に進めることにより、その相乗効果をもたらせられるよう事業展開を図る必要がある。 人権文化の定着のためには、行政、市民、地域、企業や関係団体が協働で課題に取り組む必要がある。 |

5. 今後の改革方向

| | |
|-------------------------|--|
| 施策の今後の方向性、構成する事務事業の見直し案 | <ul style="list-style-type: none"> 人権啓発は、年間を通して、多種多様なメディアを活用するなど、人権文化が広く定着するよう、事業展開を図り、教育とともに一体的に進めるものとする。 隣保館は、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うとされており、地域住民が気軽に集え、個人や地域が抱える課題を話せる場としていく。 部落差別解消推進法の趣旨にのっとり、部落差別の解消にむけ、相談事業の充実、教育、啓発事業の充実を努める。 人権に関する市民意識調査を実施し、人権に関する市民の意識の現状や課題を把握することで効果的な人権教育、人権啓発を推進する。 |
|-------------------------|--|

平成 29 年度 事務事業評価シート

| | | | |
|-------|-----------------|-------|---------------|
| 事務事業名 | 人権啓発事業 | 事業No. | |
| 事業担当課 | まちづくり部 人権啓発センター | 事業期間 | 平成 16 ~ 無期 年度 |
| 所属長 | 宇瀧 広子 | 担当 | 足立 倫啓 |
| | | 担当 | 房安 由佳 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 総合計画の位置づけ | まちづくり目標 | ① [5]ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち ② |
| | 施策目標 | ① 5-6[人権教育・人権啓発]ふれあいを通じてお互いを認め合い尊重し合う社会をつくらう ② |
| | 施策の展開 | ① ②人権啓発の推進 ② ① ② |
| 根拠法令・個別計画等 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、丹波市人権施策基本方針 | |
| 対象(誰を、何を) | 市民や企業、団体、組織 | |
| 目的 ベストな状態(期待される効果) | 人権尊重の理念が普及し、理解が深まっている。 | |
| 概要 (具体的手段・全体計画) | <ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会の開催(8月) ・人権のつどいの開催(12月) ・拉致問題啓発パネル展の開催 ・人権の花運動の実施(5月) ・社会を明るくする運動(7月) ・社会を明るくする運動作文コンテストの実施 ・人権啓発を行う団体への支援(市同教、人権擁護委員協議会、保護司会、更生保護女性会) ・その他人権啓発(きずな送付、広報じんけんのとびら、FM放送等) | |

| コスト(単位:千円) | | 平成26年度 (実績)*1 | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (実績) | 平成30年度 (見込額) | 平成31年度 (見込額) | 備考 |
|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 支出 | 総事業費 A+C+E | 31,515 | 26,227 | 26,422 | 28,926 | 29,541 | 28,320 | |
| | 直接事業費A | 19,852 | 16,847 | 16,602 | 16,436 | 16,869 | 15,800 | |
| | 職員従事者数(人・年)B | | 1.11 | 1.07 | 1.50 | 1.50 | 1.50 | 平成29年度 平均人件費 7,600千円 |
| | 人件費C=B×[平均人件費]千円 | 11,663 | 8,880 | 8,560 | 11,400 | 11,552 | 11,400 | |
| | 非常勤職員従事者数(人・年)D | | 0.25 | 0.63 | 0.55 | 0.56 | 0.56 | 平成29年度 平均人件費 2,000千円 |
| 人件費E=D×[平均人件費]千円 | | 500 | 1,260 | 1,090 | 1,120 | 1,120 | | |
| 歳入 | 特定財源 | 860 | 727 | 718 | 838 | 700 | 700 | |
| | 国・県支出金 | 860 | 727 | 718 | 838 | 700 | 700 | |
| | 借入金(地方債) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 受益者負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他特財 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般財源 | 30,655 | 25,500 | 25,704 | 28,088 | 28,841 | 27,620 | | |

| 実施(DO) | 指標名 | 単位 | 見込 目標 | 平成26年度 (実績) | 平成27年度 (実績) | 平成28年度 (実績) | 平成29年度 (実績) | 平成30年度 (目標) | 平成31年度 (目標) | 備考 |
|--------|--------------------------------|----|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|
| | | | | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | | |
| 活動 | 講演会数 | 回 | 見込 目標 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2.0 | |
| | | | | 実績 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 成果 | 講演会参加者数 | 人 | 見込 目標 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800.0 | |
| | | | | 実績 | 474 | 701 | 745 | 637 | | |
| 成果 | 自治会、小学校区において、人権が尊重されていると思う人の割合 | % | 見込 目標 | 80.0 | 68.0 | 71.0 | 74.0 | 77.0 | 80.0 | |
| | | | | 実績 | 49.6 | 48.1 | 48.6 | 38.2 | | |
| 成果 | 1年以内に人権の学習会に参加したことのある市民の割合 | % | 見込 目標 | 80.0 | 63.0 | 67.0 | 71.0 | 75.0 | 80.0 | |
| | | | | 実績 | 41.1 | 51.9 | 43.1 | 34.3 | | |
| コスト | | | 見込 目標 | | | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | | |
| コスト | | | 見込 目標 | | | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | | |

| | |
|--------------------|--|
| 指標の推移等の背景・分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会の開催にあたっては、あらゆる広報媒体を活用して周知するとともに住民人権学習の学習テーマである「障がいのある人の人権」に設定したが、前年度より参加者が減少した。 ・自治会、小学校区において、人権が尊重されていると思う人の割合と、1年以内に人権の学習会に参加したことのある市民の割合は、大きく減少している。 |
| 事務事業を取り巻く環境変化からの影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行された。 ・インターネットによる人権侵害や性的指向を理由とする偏見や差別などの人権課題への対応が必要となっている。 |

*1 平成26年度の人件費(非常勤職員分を含む)については、平成26年度事務事業評価シートの数値を記載しています。

| | | | |
|-------|-----------------|-------|--|
| 事務事業名 | 人権啓発事業 | 事業No. | |
| 事業担当課 | まちづくり部 人権啓発センター | | |

| 事務事業全体の実施(DO)に対する、事務事業の展開の評価・課題について | | |
|---|--------|--|
| 評価視点 | 評価 | 理由・コメント |
| (必要性) 市民にとって必要な事業か | A | あらゆる場を通して、人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会を実現する必要がある。 |
| (効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。 | B | 成果指標においては、目標に達しておらず、また近年やや成果が低下傾向にある。この原因は、開催内容や手法等が影響していると考えられる。 人権講演会の参加者数は、目標に達していないが、アンケートにおいて、人権について理解が深まったと回答された割合は84%となっている。 |
| (コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持) | B | 各取組は委託などを行い、可能な限り低コストで実施している |
| (公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。 | (該当なし) | 公平性には問題はない。幅広く市民への人権啓発を実施しており、受益者負担は該当しない。 |

| 総合的な評価と課題 | | |
|---|----------------------|-------------------|
| <p>・全庁的に人権施策の推進を図るため、新たに丹波市人権施策推進本部会議を設置した。</p> <p>・一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けては、すべての市民が人権尊重の精神を当然のこととして身につけることが重要である。また、行政だけでなく市民、地域、企業や事業所、関係団体が連携して、人権課題の解決に向けて取組む必要がある。</p> | | |
| 改革の基本方向 | | |
| <p>・平成27年3月に策定した第2次丹波市人権施策基本方針に基づき、人権に関する正しい知識と認識を培うための施策を充実させる。</p> | | |
| 基本項目 | 実施項目 | 取組項目 |
| 3-(1)行政事業最適化の推進 | ①行政経営システムとの連携による事業改革 | 3 団体への補助金等の確認・見直し |

| No. | 予算小事業 | | |
|-----|--------|--|--|
| 1 | 人権啓発事業 | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |